

古平町・京極町自治体クラウド導入事業  
自治体クラウドサービス仕様書

古平町・京極町自治体クラウド推進協議会

令和元年12月

## 内容

1. 本書の目的.....	2
2. サービスの種類及び内容.....	2
3. サービスの要件.....	2
4. サービスレベル.....	3
5. 付帯事項.....	3
5.1. 情報セキュリティ監査.....	3
5.2. システム改修と法令・制度改正等への対応.....	3
5.3. 庁舎移転等に係る対応.....	4
5.4. 契約終了後の処理.....	4
5.5. 業務継続性の確保.....	4
5.6. 知的財産権.....	4
5.7. データの所有権.....	4

## 1. 本書の目的

古平町・京極町自治体クラウド導入事業 自治体クラウドサービス仕様書（以下、「本書」という。）は、古平町・京極町自治体クラウド推進協議会（以下「甲」という。）の参加団体（以下「利用者」という。）に対して提供する自治体クラウドサービス（以下、「本サービス」という。）に関して、甲がサービス提供事業者（以下「乙」という。）に要求する機能やサービスの品質などの仕様を定めることを目的とする。

## 2. サービスの種類及び内容

本サービスにおけるサービスの種類及び内容については、以下のとおりとする。

図表 2-1 サービスの種類及び内容

項番	種類	内容
1	初期導入サービス	次期総合行政システムの利用開始にあたり、初期セットアップ、データ移行作業等を行なう。
2	業務提供サービス (共同利用業務)	2町が共通で利用する業務アプリケーションの提供および利用環境の維持を行なう。
3	業務提供サービス (個別利用業務)	各町それぞれで利用するアプリケーションの提供および利用環境の維持を行なう。
4	運用支援サービス	2町で共同利用ならびに個別利用する業務アプリケーションの運用支援を行なう。

## 3. サービスの要件

本サービスの要件については、「古平町・京極町 自治体クラウド導入業務 サービス要件定義書」（以下、「要件定義書」という。）のとおりとする。

なお、「2 サービスの種類及び内容」の各サービスの要件記載箇所を以下に示す。

図表 3-1 各サービスの要件

項番	種類	要件定義書における記載箇所
1	初期導入サービス	11.初期導入要件
2	業務提供サービス (共同利用業務)	2.業務・機能要件～10.情報セキュリティ要件及び 13.運用施設・設備要件
3	業務提供サービス (個別利用業務)	2.業務・機能要件～10.情報セキュリティ要件及び 13.運用施設・設備要件
4	運用支援サービス	12.運用・保守要件

#### 4. サービスレベル

本サービスの品質に対する要求水準及び運営ルール等の案について、「自治体クラウドサービスサービスレベル合意書」（以下、「SLA」という。）に示す。なお、SLAについては、甲乙協議のうえ、別途締結する。

#### 5. 付帯事項

その他、本サービスに関する仕様については、以下のとおりとする。

##### 5.1. システムに関する共通支援要件

本サービスについては、別紙9「システム共通支援要求項目」を満たすこと。また、仕様書等に明示が無くとも、行政向けシステムにおいて、一般的に必要なと判断される機能は備えること。

##### 5.2. 情報セキュリティ監査

乙は、本サービスの提供にあたり個人情報、個人番号及び特定個人情報を取り扱う場合においては、甲乙協議のうえ、甲が「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」を定め、乙はこれを遵守すること。

##### 5.3. システム改修と法令・制度改正等への対応

本サービスにおいて、システム改修及び法制度改正については下表のとおりとする。また、乙は「企画提案書」において法制度改正の対応について明記すること。

項番	項目	基本的な考え方
1	職員要望による改修 ※1	<ul style="list-style-type: none"><li>職員要望を取り込み、年々使いやすいシステムに成長させていくこと。</li><li>事業者は、職員要望をパッケージ機能向上のためのバージョンアップに反映できるようにすること。</li></ul>
2	事業者による機能向上改修	<ul style="list-style-type: none"><li>項番1と同様に年次バージョンアップ時には、事業者によるパッケージ機能向上を行うこと。</li></ul>
3	軽微な法制度改正による改修	<ul style="list-style-type: none"><li>軽微な法制度改正や番号制度データ標準レイアウト改版による費用等については、保守運用費用で賄うこと。ただし、大規模法制度改正については別途とする。</li><li>軽微な法制度改正の定義について、「企画提案書」において明記すること。</li></ul>

※1 各団体で個別の要求はせず、甲の要望とする。

大規模法制度改正対応とは、法制度の新設もしくは抜本的な改正に伴い、通常のバージョンアップでは更新が実施できない程度的大幅な変更が必要である場合とする。

この場合については、甲と乙で協議の上対応を決定し、補助金の基準額の範囲内で別

途追加費用を支払うものとする（地方財政措置は除く）。原則として必要な作業等を詳細な工数分解により精査する。なお、追加費用については、法制度改正に対する補助金の基準額が上限であり、補助金の無い法制度改正については、軽微な法制度改正の扱いとなり、事業者の保守運用費用として賄うこととなる。

#### 5.4 庁舎移転等に係る対応

甲が実施する新庁舎への移転、出先機関の移動等において、業務で使用するネットワークの機器及び設定、業務用プリンターや端末等の移転についても、本サービスに含めること。

#### 5.5. 契約終了後の処理

乙は、本サービスを経由し甲から受け取ったデータについて、本サービス利用終了時に移行データとして必要となるデータを甲に提供すること。なお、移行データの範囲・項目及びデータ移行の方法（移行データのフォーマットや移行データを格納する媒体など）を要件定義書の「14.データ移行（サービスの終了時）要件」に示す。

甲は、移行データの提供について、提供希望日の3ヶ月前までに乙所定の方法で乙に依頼を行うものとする。なお、移行データの提供にかかる費用は、乙の負担とする。

#### 5.6. 業務継続性の確保

乙は、災害時の本サービスに係るシステム運用要員を含めた緊急連絡手段の整備、参集、安否確認等の初動計画を策定すること。

#### 5.7. 知的財産権

本サービスの提供に関して、本サービスで新たに作成されたソフトウェア等の成果物（以下「成果物」という。）の著作権の帰属については、以下のとおりとする。

##### ①新規に作成された成果物

成果物のうち、新規に作成された成果物の著作権については、乙に帰属するものとする。この場合、乙は甲に対し、成果物について、甲が本サービスを利用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

##### ②甲及び乙が従前から有していた成果物

甲及び乙が従前から有していた成果物の著作権については、それぞれ甲又は乙に帰属するものとする。この場合、乙は甲に対し、成果物について甲が本サービスを利用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

#### 5.8. データの所有権

本サービスを経由し甲から受け取り、または受信し、乙のサーバなどで処理・蓄積されたデータの所有権は甲に帰属するものとする。